

## 都市計画審議会の役割について

### 1 都市計画審議会とは

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項に基づき設置される機関であり、都市計画に関する事項の調査・審議を行っています。

### 2 「都市計画」とは

健全な都市をつくり上げていくために定められる、土地利用に関する様々なルールのことです。

#### 【都市計画の例】

##### ■用途地域

住宅・商業施設・工場など、立地可能な建物の種類を制限するために定める地域。

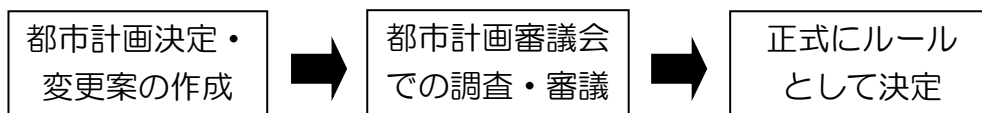
##### ■防火地域、準防火地域

火災に強い建物の立地を推進することで、延焼による被害を抑えるために定める地域。

##### ■地区計画

比較的狭い範囲（街区単位など）で、その地域におけるまちづくりの目標に沿って、建物の用途や高さの制限などを定める制度。

#### 【都市計画決定・変更の流れ】



### 3 令和 4 年度、令和 5 年度の開催状況

|      |                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催回数 | 令和 4 年度：2 回（令和 4 年 9 月 28 日、令和 4 年 11 月 9 日）<br>令和 5 年度：1 回（令和 5 年 10 月 4 日）                                                    |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの一部改定</li> <li>・高柳地区における防火地域及び準防火地域、地区計画の指定</li> <li>・特定生産緑地地区の指定</li> </ul> |